

第195回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年8月2日（火）10:05～10:16
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）7月末の地震・会津の豪雨による被害について

事務局：概要説明

- ・ 今回の余震による被害の情報は昨日と同じである。
- ・ 大雨については、自衛隊の御協力により人命の救助作業等については昨日のうちに終了している。

松本副知事

次に各部局から説明願いたい。

農林水産部長

大雨における昨日17時現在の状況は次のとおり。

- ・ 農作物等について、会津・南会津西部地域を中心に約230ha程の被害。主なものは水稻、野菜、花（かすみ草・リンドウ等）。
- ・ 農地農業用施設について、会津・南会津合計で約260箇所程度の被害。主に農地、水路、道路等。
- ・ 森林関係では、林地の崩壊が75箇所、林道の被害が69路線180箇所となっている。

土木部技監

- ・ 県管理の国道・県道について、被災路線20路線で昨日に比べ4路線減。通行規制箇所が5箇所減の34箇所。
- ・ 国道252号について、三島町早戸～金山町川口間の通行止めが今朝解除され10kmが通行可能。この先只見までの27kmについては二本木橋の落橋・滝スノーシェットの崩壊等で通行不能。
- ・ 国道352号については、土砂の撤去により孤立集落が解消されている。なお、福島ー新潟県境にある金泉橋が落橋との報告があり2集落が孤立している。
- ・ 河川については新たな被災の報告無し。
- ・ 砂防関係については、三島町の自主避難者が自宅に戻っている。南会津町では糸沢・居平沢の2つの渓流で土砂崩壊の報告があり、調査中。

松本副知事

国道352号は檜枝岐から新潟に行くかなり急峻な所だと思うが、そこで通行不能があつて孤立があるということか。

土木部技監

そのとおりである。国道352号は檜枝岐から尾瀬・御池を経由し小出に至る山岳道路だが、県境にある只見川に架橋している橋梁（金泉橋）が落橋して通行不能と

いうことである。

松本副知事

適切な対応をお願いする。次に地震関係について、企業局より説明願いたい。

企業局長

小名浜工業用水道の漏水について、今朝6時までの段階で漏水箇所が判明。今後は溶接を行い、順調にいけば夜10時頃には通水を開始出来る予定である。

松本副知事

いわき市は臨港道路も含めて2回の地震でずいぶん傷んでいるようなので、工業用水道については日頃のメンテナンスも宜しくお願ひしたい。

(2) 環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

生活環境部次長：別紙資料により説明

平成23年8月2日8時現在、最小値が南会津合同庁舎および下郷町役場の $0.07 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、最大値が飯館村長泥コミュニティセンターの $8.94 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

(3) 「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整部次長：別紙資料により説明

- ・ 8月1日の相談件数は128件。
- ・ 主な内容としては、内部被ばく量の測定、また県民健康管理調査についての問い合わせが多い状況となっている。
- ・ 子ども向けの放射能対策パンフレットの入手方法についての問い合わせがあり、県のホームページ又は市町村を通じて配布しているとお答えしている。
- ・ 自宅での除染方法について教えてほしいという問い合わせも引き続き多い状況となっている。

(4) 「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 8月1日の利用は37件で、前日より22件増加している。
- ・ 果樹の皮の除染方法に関する問い合わせ、運転資金についての問い合わせが多い。
- ・ モモや最盛期を迎えているキュウリ等のモニタリング結果についての問い合わせもある。横浜市の方からはキュウリに関する問い合わせとともにこれからも積極的に購入したいという応援のメッセージも頂いた。

(5) 「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

生活環境部参事：別紙資料により説明

- ・ 8月1日の利用は28件で、前日比14件の増加となっている。
- ・ 主な内容としては、警戒区域に財産を置いてきて避難先で新たに家財道具を購入した場合や、新地町やいわき市など区域外から自主避難した場合の経費につい

ては対象となるかといったことが多くなっている。

(6) 野菜・果物のPRチラシについて

農林水産部長：別紙資料により説明

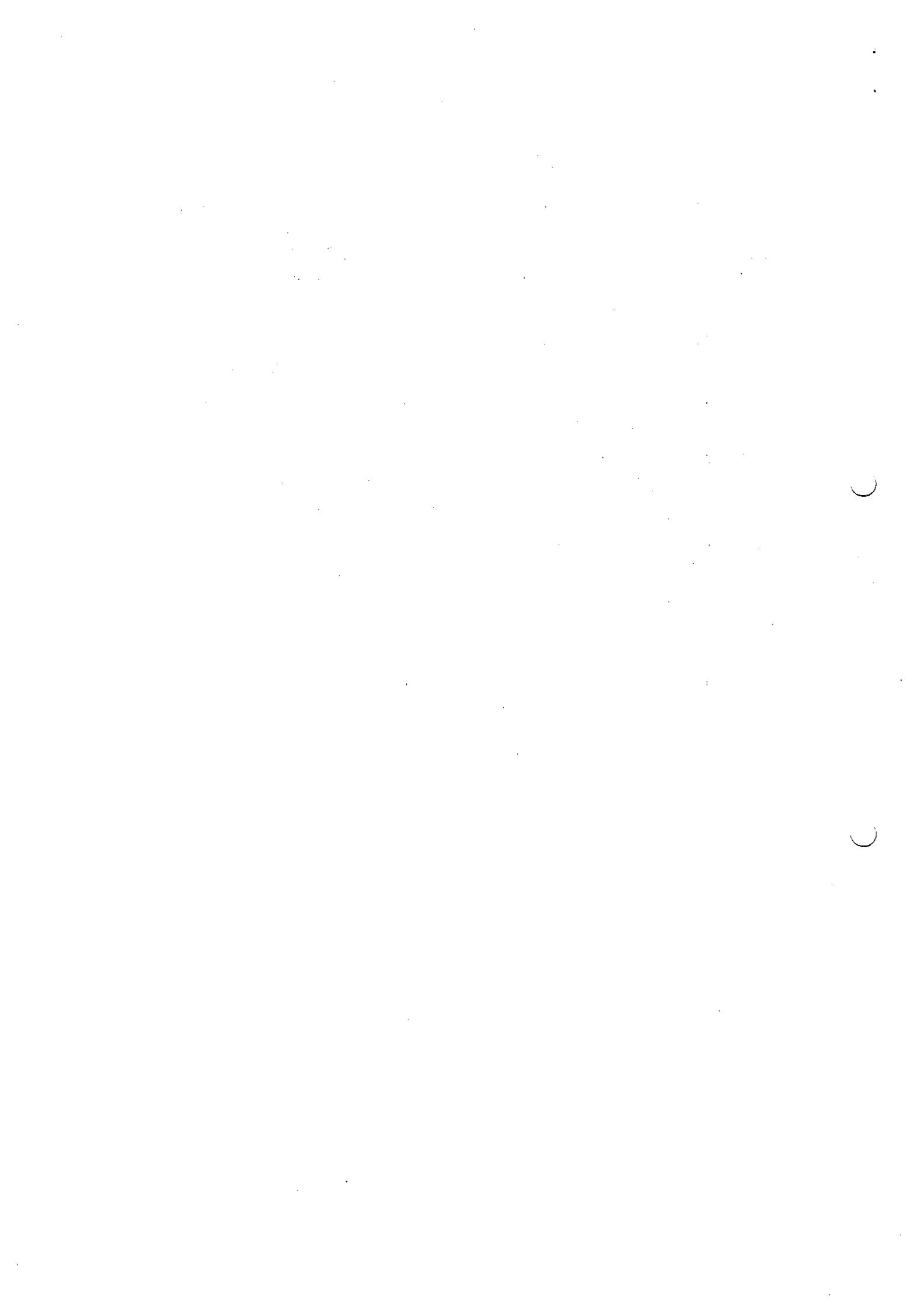
- ・これまで野菜と果物全体をまとめて、出荷時点で安全性が確認されているものを一覧表にして配っていた。しかし本県の主力产品である果物・夏野菜（キュウリ、トマト等）が本格的な出荷時期を迎えたことから、それについて安全をPRしていくことが必要ということで単品毎に出荷の際のモニタリング検査で暫定規制値を下回ることを確認していることを示すチラシを作ることにした。
- ・モモ・キュウリ・トマト・キャベツ等県が主力としているものについては、単品毎にA4の半分のチラシを作り市場関係者にお知らせするとともに、荷出しをする際にそれぞれの出荷物に添付する、あるいは店頭で掲示して頂くということでPRを図っていきたいと考えている。

市場関係者や販売サイドからはこのようなチラシが欲しいという要望が続いているので、これからも積極的に対応し販売促進に努めて参りたいと考えている。

松本副知事

モモ、トマト、キュウリといったものはこれから出荷の佳境に入っていくので、しっかりとモニタリング結果をお知らせしてその上で県産品を買って頂くことに一層努めて頂きたい。

※ 明日8月3日（水）の本部員会議は、午前10時から開催する。



第196回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年8月3日（水）10:13～10:36
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）7月末の地震・会津の豪雨による被害について

農林水産部長

大雨における被害について、昨日報告した他に只見町、南会津町、金山町を中心
に被害調査が進んでおり、被害面積等が拡大している。

- ・ 農作物等について、只見町を中心に3ha程度
- ・ 農地農業用施設について、50箇所程度の被害。
- ・ 森林土木施設では、60箇所程度被害が増加している。
- ・ 水産関係施設については只見町、南会津町のイワナ、ヤマメ等の養殖施設で濁
流によって稚魚が死んでしまったという報告が入っている。

土木部長

- ・ 県管理の国道・県道について、本日8時現在で被災路線13路線25箇所が通行規
制。内訳は全面通行規制16箇所、片側通行規制9箇所となっています。
- ・ 南会津管内では、迂回路を通ればだいたい通行可能な状況になっている。
- ・ 国道252号については3箇所通行規制あり。柳津町の麻生大橋近辺が路肩決壊で
通行止め。金山町の二本木橋落橋。これらについては2トン車程度の迂回路あり。
また、滝スノーケットの崩壊で通行不能。これについては迂回路なし。早期復
旧を図っていきたい。

松本副知事

適切な対応をお願いする。次に地震関係について、企業局より説明願いたい。

企業局長

小名浜工業用水道の漏水について、今朝7:30時に本格給水を開始した。各ユーザ
ーの皆様には大変御迷惑をお掛けしましたが、何とか本格給水までこぎ着けた。

（2）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

原子力安全対策課長：別紙資料により説明

平成23年8月3日8時現在、最小値が南会津合同庁舎の $0.07 \mu\text{Sv/h}$ 、最大値が飯舘
村長泥コミュニティセンターの $8.96 \mu\text{Sv/h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向
を示している。

（3）「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整部長：別紙資料により説明

- ・ 8月2日の相談件数は127件。
- ・ 主な内容としては、県民健康管理調査についての概要、調査の開始時期につい

て教えて欲しいという問い合わせが多い状況となっている。

- ・ 福島市の方から、子どもを夏休みの間県外に疎開させているが、夏休み後に戻らせて大丈夫かという問い合わせあり。福島市の現在までの積算線量は20mSvを大幅に下回っているので、子どもの感受性を考慮しても大丈夫と考えたため、戻っても良いと回答した。
- ・ 自宅での除染方法について教えてほしいという問い合わせも引き続き多い状況。また、除去した土砂等の処分方法について早急に教えて欲しいという問い合わせが複数来ている。
- ・ 福島第一原子力発電所の中で10Sv/hが検出されたが大丈夫なのかという問い合わせが複数来ている。局地的に検出されたものなので、敷地外に影響が生じる範囲ではないと回答した。

(4) 「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 8月2日の利用は33件で、前日より4件減少している。
- ・ 営農に関して、経営資金関係の融資について問い合わせが多い。
- ・ 今後収穫時期を迎える米のモニタリングに関する問い合わせが多い。現在国と調整中なので、決まり次第公表すると回答している。
- ・ 出荷流通、自家消費等の関係ではモモに関する調査結果や安全性の確認についての問い合わせが多い状況。
- ・ 家庭菜園関係では野生のきのこの検査予定について問い合わせあり。検査のやり方等については後ほど説明します。

(5) 「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

病院局長：別紙資料により説明

- ・ 8月2日の利用は43件で、前日比15件の増加となっている。
- ・ 主な内容としては、自主避難についての要望。
- ・ 事業者の方から、前の場所に戻って事業を始めて以前のような収入が得られない期間が相当あると思うので、賠償の終期についてもそういった事も考慮して欲しいとの要望あり。県としても同じような趣旨で国に強く要望しているところであると回答している。

(6) 野生きのこ緊急時環境モニタリング調査について

農林水産部長：別紙資料により説明

これまでシイタケ、ナメコ等の栽培きのこについてモニタリングを実施してきたが、今後野生のきのこの本格的な発生時期になり、それを前にして検査の仕方について考えをまとめた。

- ・ 県内で食用とされる野生のきのこの種類は約100種類程。この内直売所等で販売されるものが45種類程。更にその内広く流通している主要な品目はマツタケなど9品目程。

- ・ 生きのこは栄養分の摂取形態によって大きく2つの分類に区分される。1つは枯れた木や落ち葉などの成分を分解して栄養源とする腐生菌類。代表的なものはナメコ、マイタケ等がある。もう1つは樹木の根に共生して栄養分をもらい成長する菌根菌類。代表的なものはマツタケ、ハツタケ、チチタケ、コウタケ等がある。シメジは形態により両方に分類される。腐生菌類52種類、菌根菌類55種類。
- ・ 生きのこの食の安全に万全を期すため、吸収方法の違いによって2つの品目群に分類して出荷制限解除等の設定を行う考え方をとりたい。
- ・ 調査の対象品目は45品目のきのこを対象として、各市町村毎に発生したものを探査したいと考えている。
- ・ 栄養を摂ると同時に放射性物質も取り込まれる事が想定されるので、2つの分類で出荷制限等の区分を行う。以前野菜で類毎に大別して出荷制限措置を行ったが、それと同じような形でのこの発生時期である8月上旬から2つの分類のきのこを調査して、暫定規制値を上回れば、類のきのこの全てを一旦出荷自粛あるいは国の出荷制限の対象とする。
- ・ 出荷制限について、市町村毎に気象条件や放射性物質の濃度分布等が異なるので、区分については市町村毎に対象とする。
- ・ 解除については、一般的に1カ月弱で1つの種類のきのこが発生し終わり、次々と別な種類のきのこが同じ類の中で発生していくということで、8月上旬から12月頃まで色々なきのこが発生するので、それを類毎に検査してしまうと、そのきのこでは解除できないという事になってしまう。なので、その類に着目して出荷制限後、1カ月を経過した後にその類に属するその時期に生えているきのこについて検査し、そのきのこが市町村毎に3点下回れば出荷制限等解除する。例えば菌根菌類でチチタケが暫定規制値をオーバーして制限になると仮定し、その後1カ月後にマツタケを検査し、マツタケが同じ市町村で全て下回っていれば、その類として菌根菌類の出荷制限を解除するというような考え方である。なお、きのこについては天候によって発生時期がかなり異なる部分もあるが、出荷制限後の調査の過程で当該市町村で測定したきのこが3点以上全て暫定規制値以下となった場合、その解除の取扱については1カ月過ぎていなくても国と協議行う事を考えている。このような形で安全が確認されたきのこについては出荷・販売していきたい。

松本副知事

早いものは8月上旬から出始まると思うのでそれに間に合うよう対応を願いたい。

農林水産部長

今週から調査を実施したいと思っております。

(7) ふくしま総文について**教育長**

- ・ 今日から第35回全国高等学校総合文化祭ふくしま総文が開催されます。足かけ3年の準備をしてきたが、震災や原子力事故の影響で一時は開催が危ぶまれてきましたが、一部規模を縮小したうえで、今回47都道府県全ての地区から高校生を

お迎えしまして開催できることになりました。誠にありがとうございます。今日から開催なのですが、4日に会津風雅堂で秋篠宮殿下、妃殿下、佳子内親王様のご臨席をいただきまして、総合開会式を行い、7日まで開催されます。福島市でも管弦楽や合唱などそれぞれ開かれますので是非お時間のある方は全て無料でございますのでご覧いただくと共に、メディアの方々の積極的な発信を是非お願いしたいと思います。

松本副知事

復興の担い手となる若い人達のパフォーマンスの場だと思いますので、是非足を運んでいただいて激励をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

最後に私から2つ話があります。

- 1つは豪雨災害の関係ですが、南会津で大きな被害になっております。事務作業などにおいても市町村の能力を超える部分もあるかと思います。県職員の支援について適切にお願いしたいと思います。ご承知の通り、県でも震災、原子力災害、また今回の豪雨で非常にひつ迫している状況でありますし、港湾などについては他県からの応援を頂いている状況にあります。そうした中で、市町村の方の災害復旧事業になりますと、なかなか手が回らない状況が当然予想されますので、他県のお願い等についても早めに体制を協議し、しかるべき方面に要求していく事が必要ではないかと思います。

- もう1点は原子力関係について、昨日地域医療対策協議会を開催致しました。震災によって痛手を受けた医療機関の再生をどのようにするかについて議論したわけですが、幸い厚生労働省の地域医療再生基金というのがありますので、被災した医療機関等について従来の国庫補助事業の対象にならないものも、それで支援しようかという事となりました。一方で、医師、看護師の確保の話で委員の先生方から原発事故が収束しない限りは医師は集まらないという厳しいご指摘がありました。一生懸命医療機関も県も行政もやってますが、やはりこういう状況にいたったのは原子力災害なので、医師や看護師を集める仕組みを国でしっかりと考えてもらいたいという意見が委員の先生方から何件か出されました。県としてもしっかりとやらなければならないが、国としてもやっていただく事を要望していくという形で引き取りました。特に緊急時避難準備区域等々については惨憺たる状況にあるという報告もあるので、我々も出来ること、そして国にお願いすること等しっかりと取り組んだうえで、医師達にどう帰ってきていただくか、あるいは福島県に来ていただかかと言うことが喫緊の課題であり、今後取り組んでいくと地域医療対策協議会で決定した事を御報告申し上げます。

※ 明日8月4日（木）の本部員会議は、午前11時から開催する。

第197回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年8月4日（木）11：00～11：17
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）豪雨災害の対応について

農林水産部長より説明

- ・ 農業被害の状況については、被害面積、被害箇所数ともに昨日の報告内容から大きく変わっていない。
現在調査中なので、被害の詳細が明らかになった段階で報告したい。

土木部長より説明

- ・ 被害状況については、市町村と協力し調査中であるが、被害状況が判明するまでには時間がかかる見込みである。
- ・ 8時現在の被害状況だが、道路は13路線25箇所で通行規制を実施しており、うち全面通行止めが16箇所、片側通行が9箇所である。昨日までの報告では会津若松・南会津建設事務所管内の被害を報告していたが、喜多方建設事務所管内でも被害が判明した。県道喜多方・西会津線、高郷にある大窪橋で、阿賀川の水位が低下したため橋台・橋脚等の調査した結果、通行止めとしたが、迂回路があるので極端な支障は生じない見込みである。
- ・ 土砂災害は、喜多方建設事務所管内から南会津建設事務所管内までの25箇所で被害が報告されている。

（2）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

- ・ 平成23年8月4日8時現在、最小値が南会津合同庁舎、下郷町役場及び只見町役場の $0.07 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、最大値が飯館村長泥コミュニティセンターの $8.97 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（3）「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整部長：別紙資料により説明

- ・ 8月4日の相談件数は、前日比27件減の100件であった。
- ・ 主な内容としては、「県民健康管理調査の問診票がいつ届くのか」といった質問があり「まもなく届く」と回答している。その他、放射線量の低減策、除染方法についての問い合わせはあいかわらず多い。また、補償について「自主避難の経費を補償の対象にして欲しい」といった要望が多く寄せられている。

（4）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 8月4日の相談件数は38件で、前日より5件増加した。
- ・ 内容については、営農に関し運転資金の融通の関係の問い合わせがあつたほ

か、秋に採れる稻藁や糀殻等について早めに方針を出して欲しい」などの要望があった。また、出荷・流通、家庭菜園・自家消費関係では、ニガウリやブドウ等を収穫したが「モニタリングの結果」「収穫の可否」などの問い合わせがあった。

(5) 「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

病院局長：別紙資料により説明

- ・ 8月4日の利用は44件となっており、前日より1件増加している。
- ・ 問い合わせ内容は、自主避難の問い合わせのほか、「一時帰宅したら屋根が地震で破損し、雨水が漏れ屋内に被害があるが損害賠償の対象になるのか」などといった問い合わせがあった。

(6) 特定避難勧奨地点の設定について

生活環境部：別紙資料により説明

- ・ 走行サーベイの結果、 $3 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える箇所はなかったが、その値に近い相馬市東玉野地区において詳細調査を実施する計画である。8月9日、10日にかけて、115地区（宅地）の庭先及び玄関先で、50cm、1m地点の空間線量を測定し、特定避難緩衝地点の指定等の判断に活用する予定である。

(7) 特定避難勧奨地点の設定について

原子力災害対策現地対策本部：別紙資料により説明

- ・ 昨日3日付で、南相馬市及び川内村について、特定避難勧奨地点を設定し、県と市村に通知するとともに、プレスリリースした。
- ・ 南相馬市については、モニタリング調査により、先月、57地点、59世帯を特定避難勧奨地点に設定したが、その周辺地域において追加モニタリング調査を実施し、調査結果を踏まえ65地点、72世帯の追加設定を行った。その多くは緊急時避難準備地区にある。

なお、モニタリング調査を実施した南相馬市の680余りの地点の方々に対し8月7日以降、桜井南相馬市長及び国が、住民に対する説明会を行う予定である。

- ・ 川内村については、7月にいわき市を含め、57地区、66世帯を対象にモニタリング調査を実施したが、今回は、川内村三ッ石・勝追で、1地点、1世帯を特定避難勧奨地点に指定した($20 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えるおそれがある地点が3箇所あったが、2地点（世帯）は空き屋のため未指定。)。なお、当該地区は、緊急時避難準備区域に指定されており、また全村避難しているので、人は住んでいないが、注意喚起のために指定したものである。

(7) 原子力災害に係る特別措置法について

内堀副知事

- ・ 先日、民主党プロジェクトチームに出席を求められ、意見を表明してきた。議題は、放射性物質に汚染された土壌を綺麗にするための特別措置法についてである。
- ・ 現在、民主党、自民党、公明党の三党が共同で議員立法する方針で動いてお

り、内容が詰まっている。当事者である県のほか、郡山市の原市長、西郷村の佐藤村長も出席し県としての、地元自治体としての意見を述べてきた。

- ・ 意見してきた要点は次の4つ。
 - ① 放射性物質の除染については、国が責任をもって対応すること。
 - ② 放射性物質の処理のため、最終処分場を確保する必要があるが、これについても国が責任を持って確保すること。
 - ③ 除染の対象は、県内全域とすること。
 - ④ 財源についても国が責任を持って対応すること。
- ・ 県にとって、県土を綺麗にする、除染を進めることが喫緊の課題であり、これがなされなければ、福島県の再興ははじまらない。
議員立法が進み、速やかに成立し、実行されることが、県民の何よりの願いであるので、今後とも法案の内容をしっかり整理してもらい、審議促進し、成立するよう今後とも協力していきたい。

○ ※ 明日3月5日（金）の本部員会議は、午前10時から開催する。

